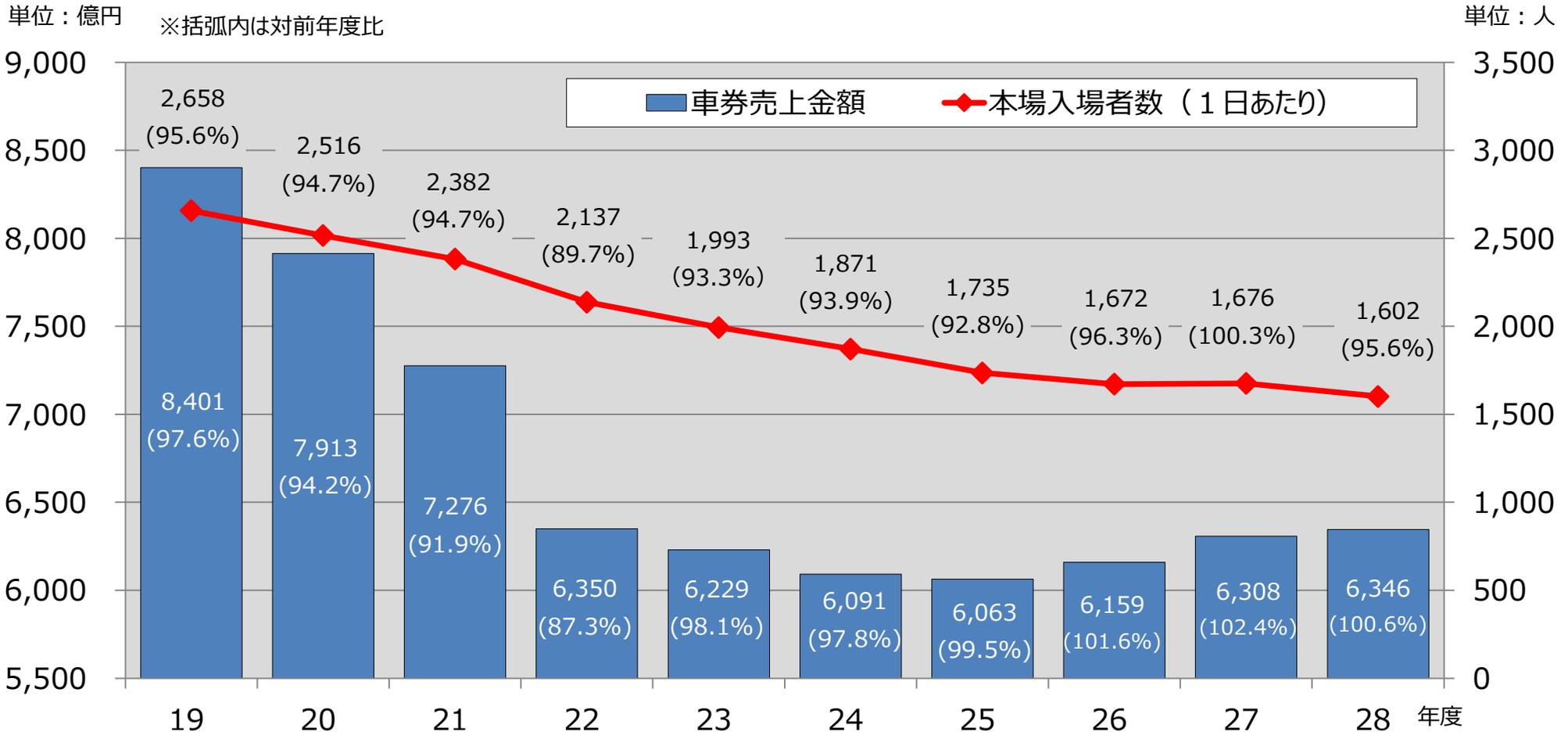


# 競輪関連データ

# 競輪の売上高・本場入場者数の推移

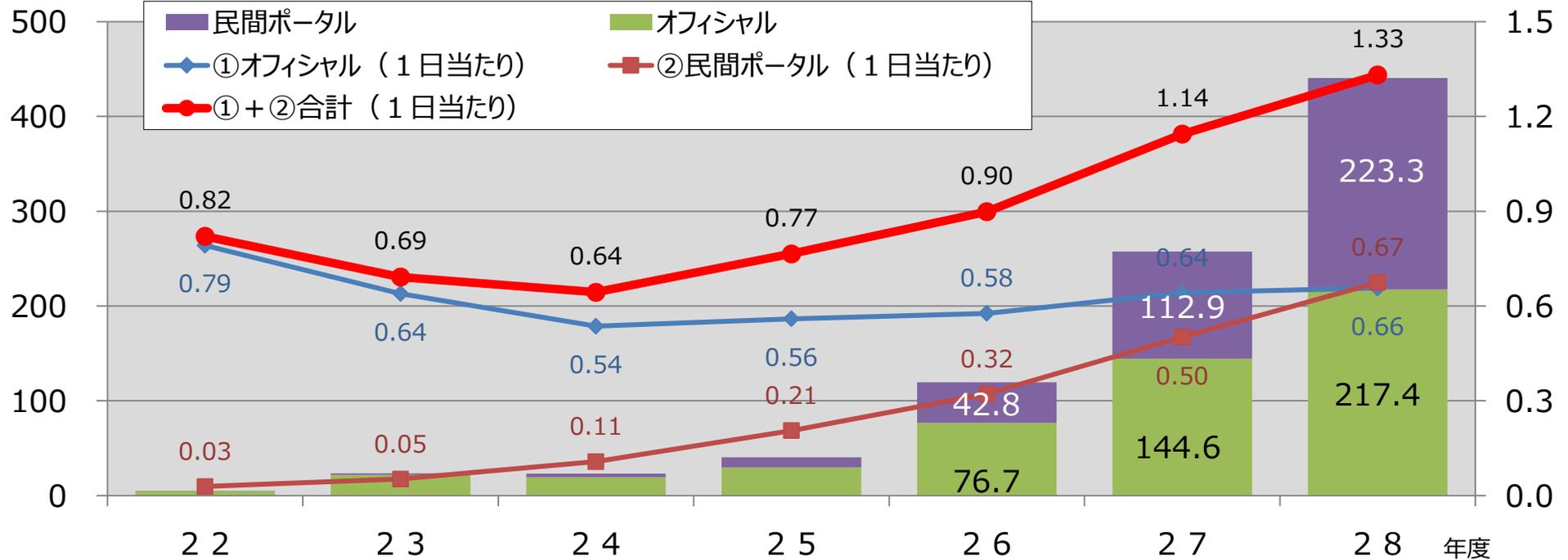
- 競輪の28年度の売上高は、前年度比0.6%増の約6,350億円（3年連続増加）。一方、本場入場者数は、減少傾向。
- 売上増加の主な要因は、ミッドナイト競輪の開催日数の増加等によるネット販売の増加。



## (参考) ミッドナイト競輪について

- 28年度には、19施行者が年331日（前年度比約47%増）ミッドナイト競輪を開催し、売上は約441億円（前年度比約71%増）。
- 1日当たりの売上は、約1.3億円（前年度比約16%増）。特に、民間ポータル事業者の売上が伸びている。
- 29年度は、20施行者が年354日開催予定。

単位：億円

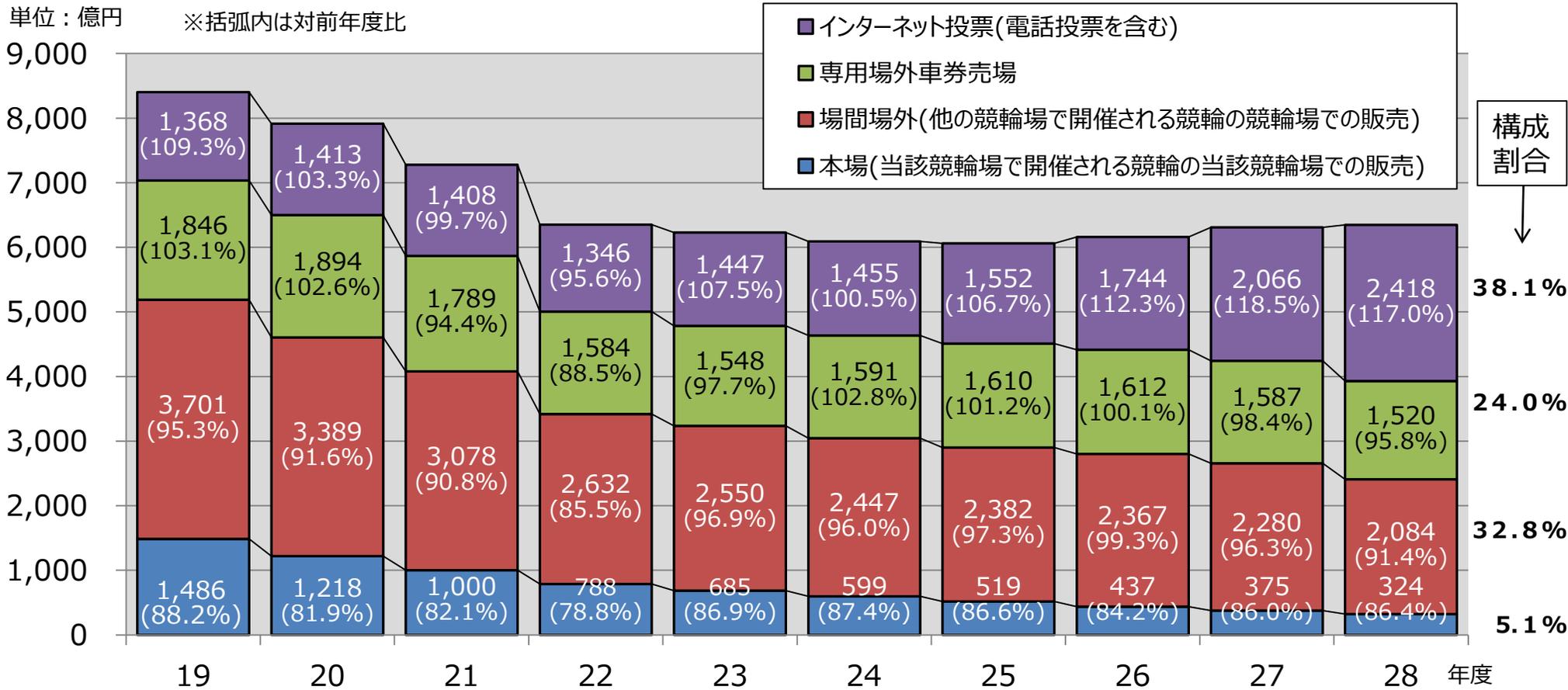


単位：億円

開催日数	6	34	36	53	133	225	331

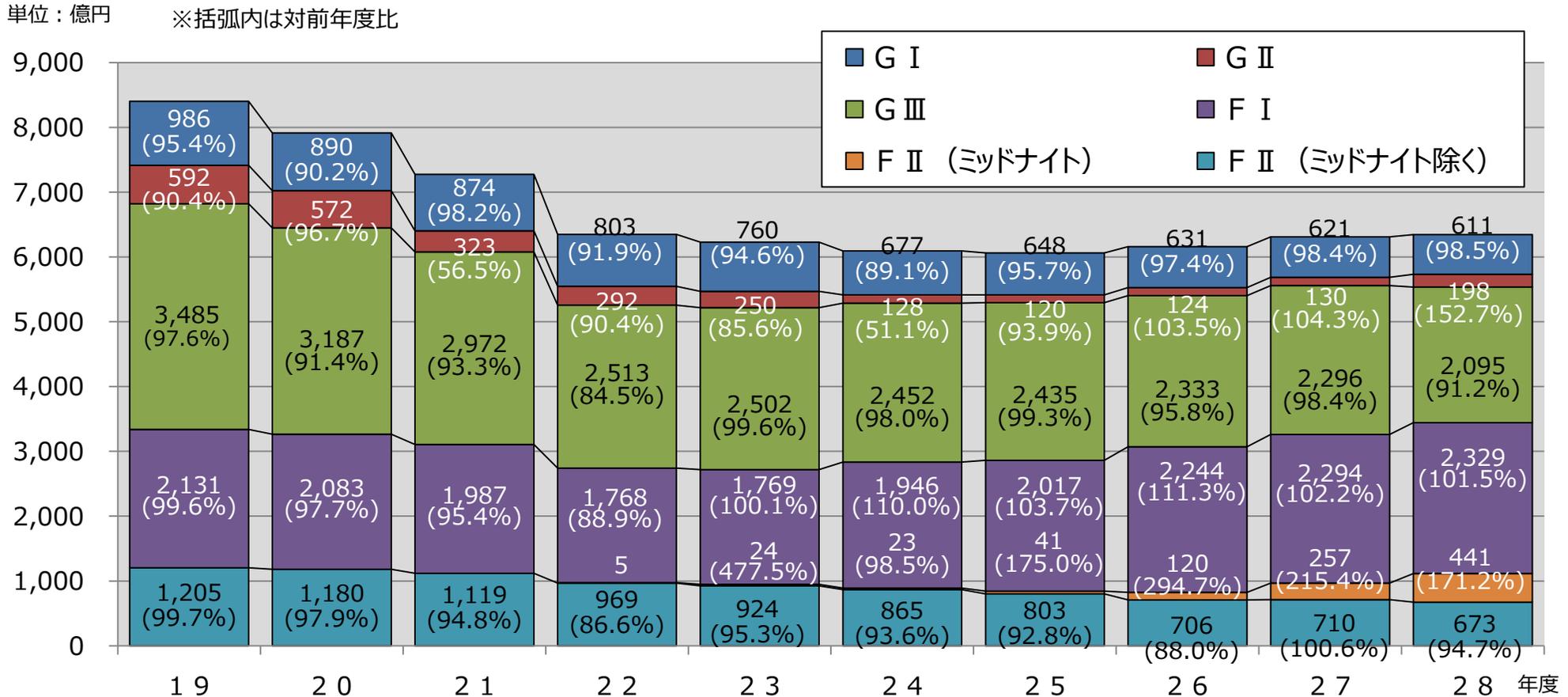
# 競輪の売上高の販路別構成の推移

- 本場・場間場外・専用場外の売上高は減少の一途を辿る一方、ネット投票の売上高が大幅増加。
- 主な増加要因は、ミッドナイト競輪の開催日数・売上増加。



# 競輪のグレード別売上高構成の推移

- グレード開催の売上高は全体的に減少傾向（G II の売上増加は、2 開催から 3 開催になったことによる）。
- F II の増加は、ミッドナイト競輪の開催日数・売上増加（昼間からの振り替えを含む）が主要因。ミッドナイトを除く F II は、日数減によって売上が減少しているものの、1 日当たりで見れば増加（約 7 2 百万円→約 7 8 百万円）。



# (参考) 競輪のレースのグレードについて

- 28年度においては、普通開催（F I・F II）の収益率が未だ赤字ながらも改善し、▲2%程度となっているが、グレード開催（G I～G III）は、やや低下し4～6%程度となっている。
- グレード開催の売上が減少傾向にあり、収益額も減少している。

## ○KEIRINGランプリ

毎年12月30日に行われる競輪界最高峰のレース。  
その年に活躍した選手9名がチャンピオンを決める一発勝負。

○G Iレース【収益率：27年度4.68%  
→ 28年度4.72%】

S級上位選手が参加。優勝者はG P出場権を得る。

○G IIレース【収益率：27年度5.44%  
→ 28年度5.14%】

優勝回数や1着獲得数などが上位のS級選手のみが参加。【KEIRINGランプリ2016】

○G IIIレース【収益率：27年度6.15% → 28年度6.00%】

S級選手のみが参加。各競輪場の開設などを記念して開催される競輪。  
(各競輪場が原則年1回開催)

## ○普通開催

【収益率：27年度▲3.21% → 28年度▲2.00%】

S級選手とA級1・2班で開催されるF Iレースと、  
A級選手のみで行われるF IIレースがある。

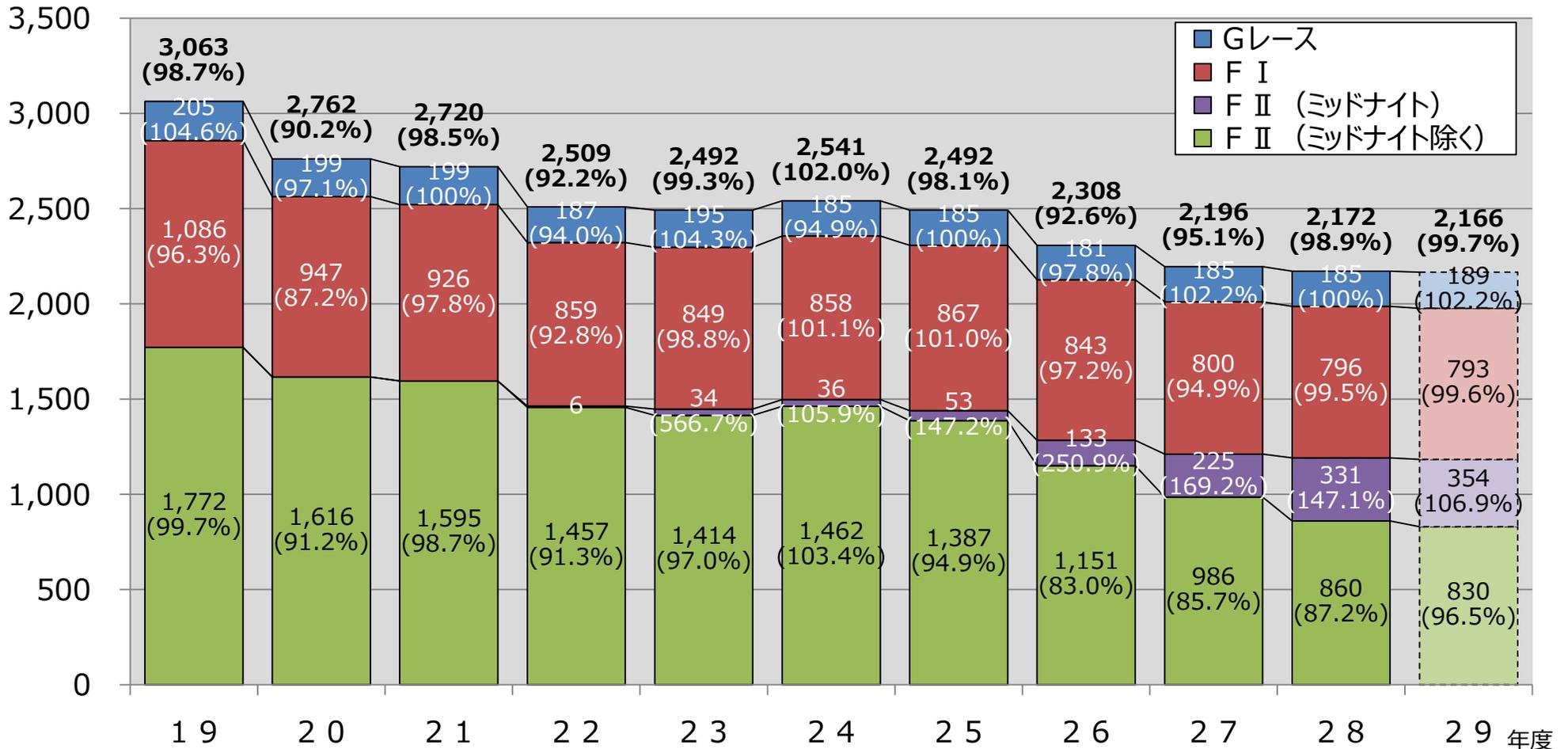


普通開催（F I・F II）  
(1,987日)

# 競輪の開催日数推移

- 近年の選手数の減少に伴い、開催日数は減少傾向であったものの、27年度からは概ね直近では横ばい。

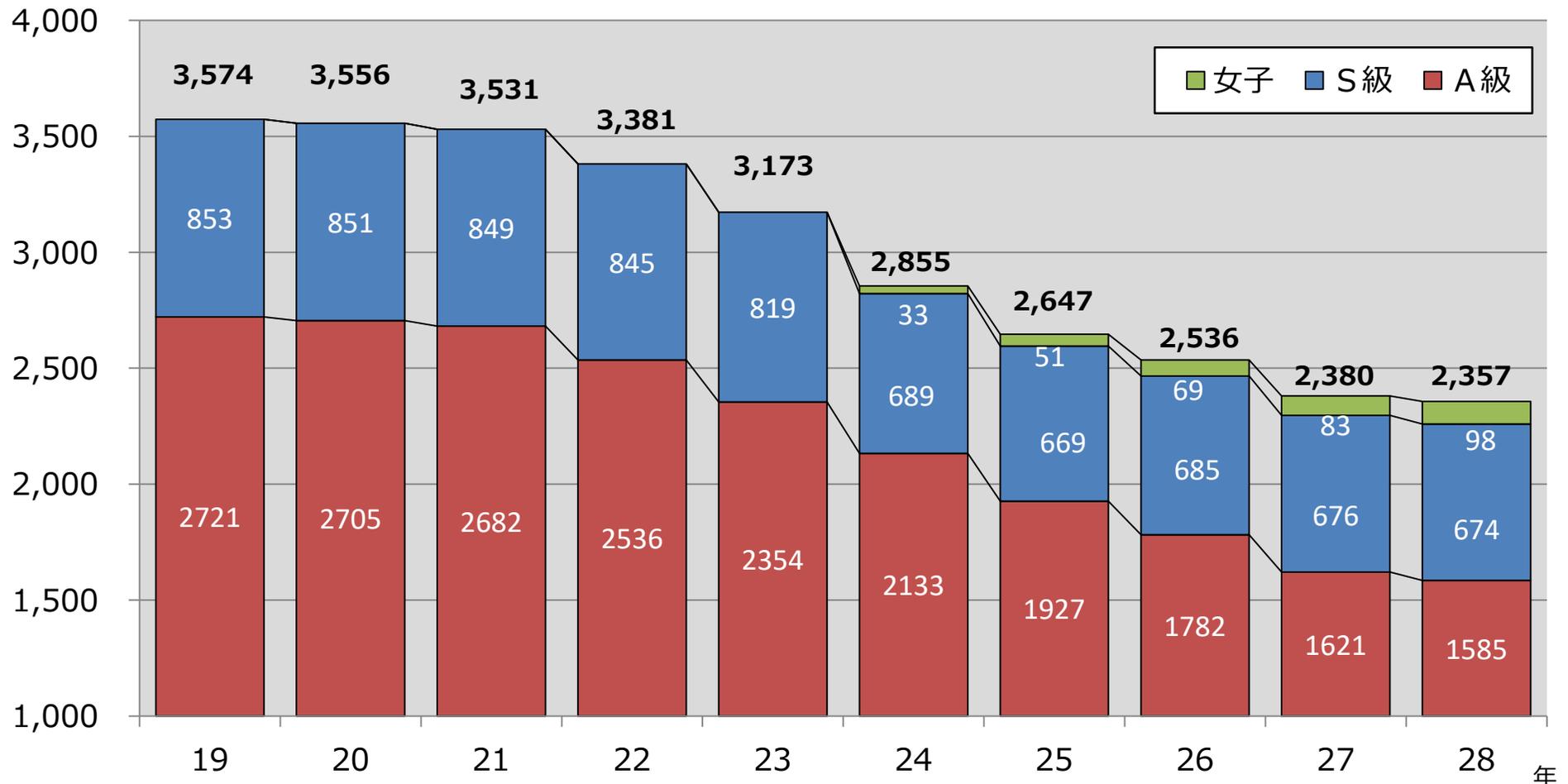
単位：日 ※括弧内は対前年度比



## (参考) 競輪選手数の推移

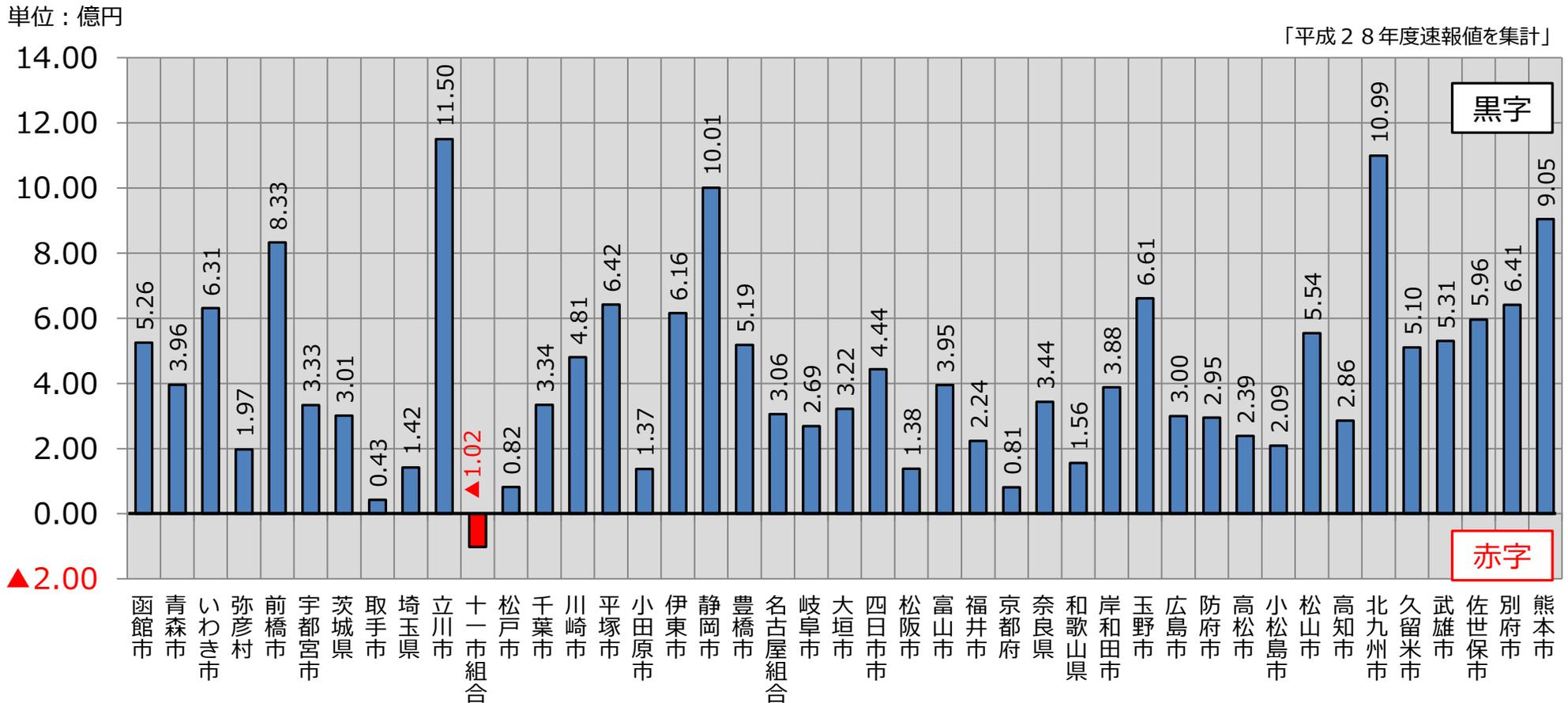
- 27年以降は、2,300～2,400名程度の選手数を維持。女子選手は増加傾向。

単位：人



# 競輪施行者の営業活動収支①

- 28年度は、43施行者のうち、赤字は1施行者（27年度も赤字は1施行者）。
- 赤字施行者の減少要因は、昼間のFⅡ開催の日数削減とミッドナイト競輪の日数増加等。

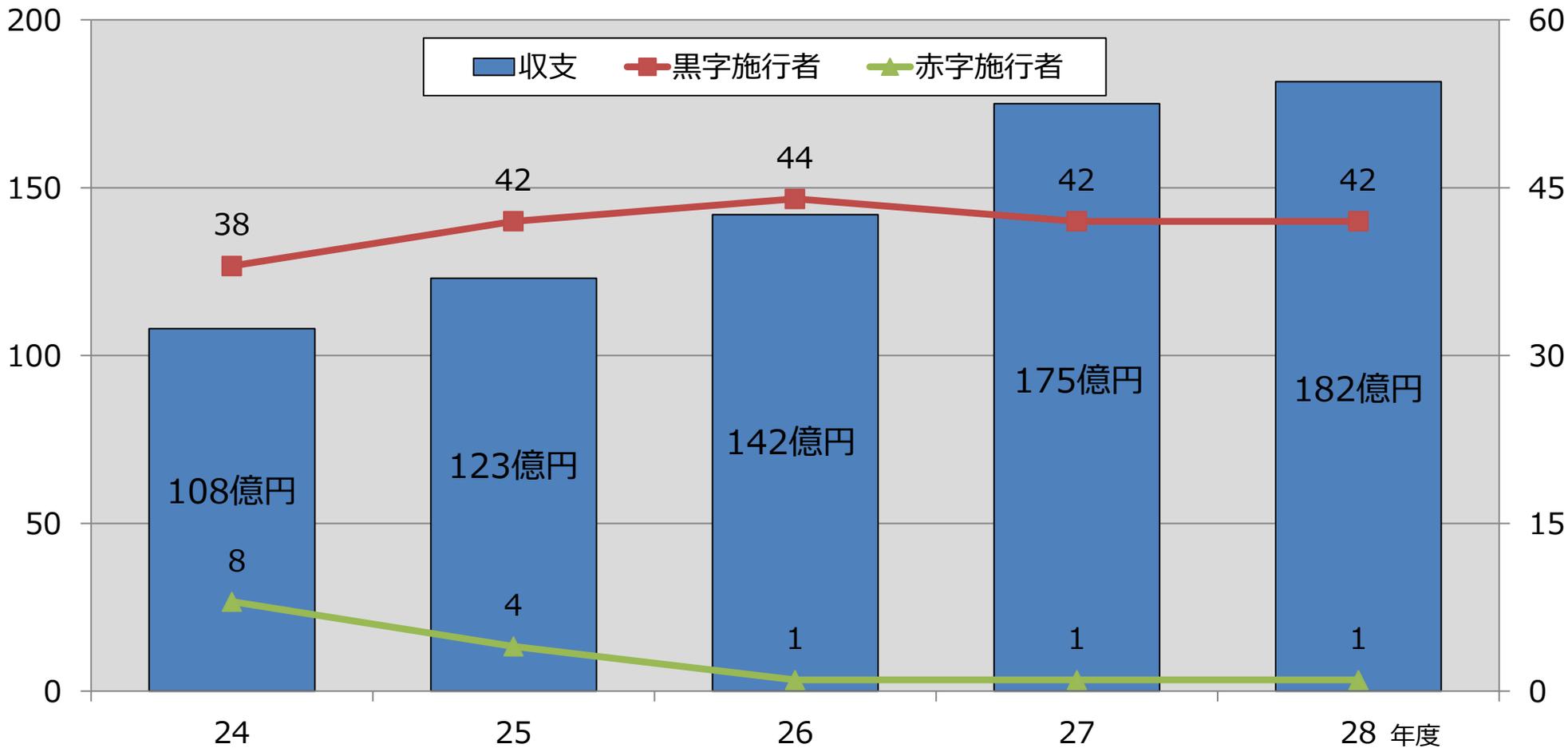


## 競輪施行者の営業活動収支②

- 施行者全体の営業活動収支（収益の合計額）は、24年度以降増加。
- ここ数年、赤字施行者数は減少傾向。

単位：億円

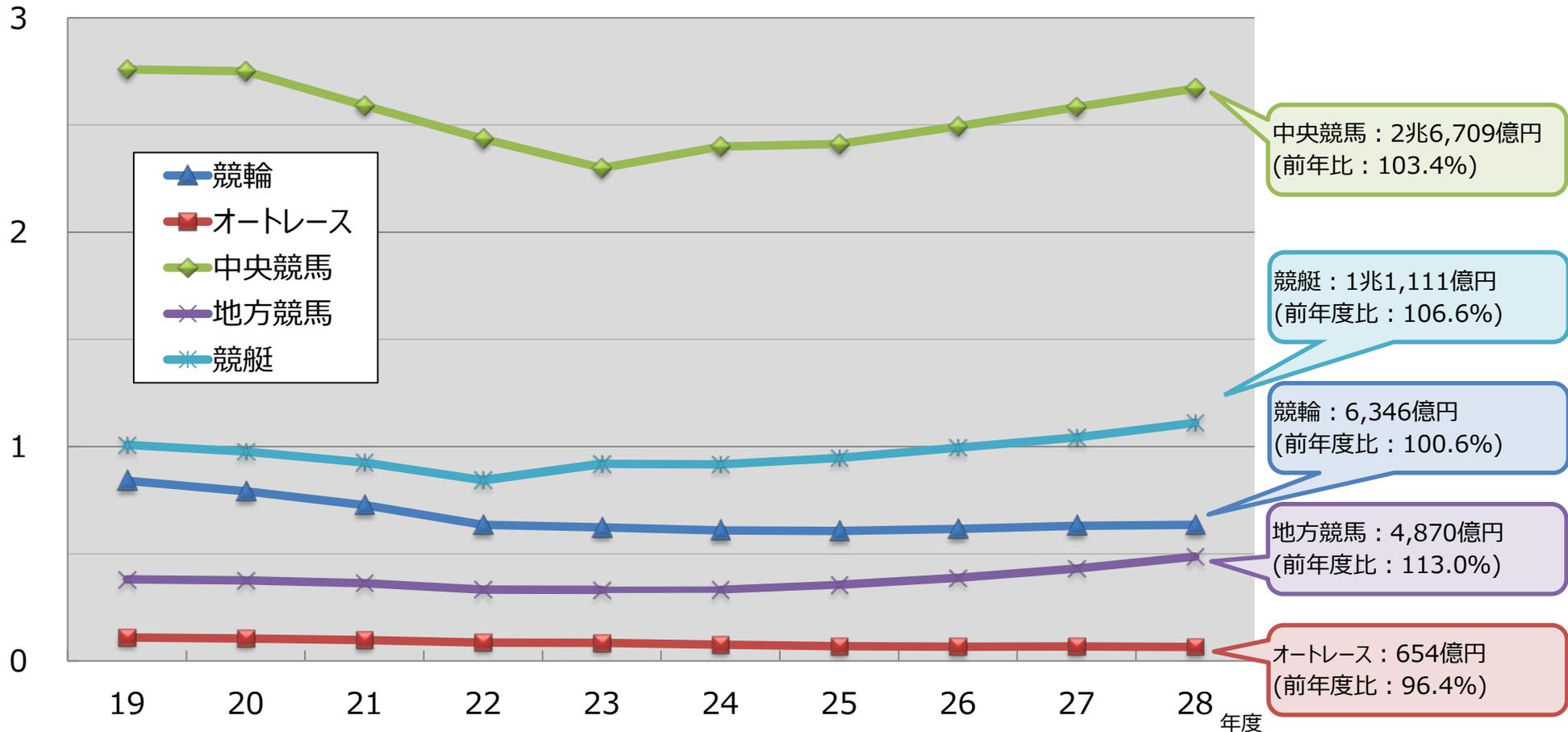
単位：施行者数



# 公営5競技の売上高の推移

- 近年、各公営競技は、売上が下げ止まり、増加傾向。
- 28年度の増加率（前年度比）は、地方競馬（13%）、競艇（6.6%）、中央競馬（3.4%）、競輪（0.6%）、オートレース（▲3.6%）の順。

単位：兆円



※中央競馬については暦年。28年度の地方競馬売上高は速報値。

出所：各種資料を基に製造産業局車両室作成

# ギャンブル等依存症対策①

- 昨年末に「ギャンブル等依存症対策関係閣僚会議」を設置。本年8月には具体的対策を取りまとめ。相談窓口の設置、顧客に対する注意喚起、依存症者本人の申告によるアクセス制限、場内のATM撤去等、着手可能な取組から順次実施している。

	課題	対策の具体化
事業者の対応	公営競技ごとの相談窓口の設置、明示・周知 依存症対策担当の設置及び依存症に関する 従業員教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各公営競技ごとに設置する相談窓口について、全競走場のウェブサイト等に掲載(～8月)</li> <li>注意喚起ポスターの掲載やチラシ等の配布による相談窓口の周知(4月～)</li> <li>全主催者等に依存症対策担当を設置、相談対応マニュアル等を作成、従業員教育を順次実施(4月～)</li> </ul>
	一元的・専門的に対応できる共通相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広くギャンブル等依存症に専門的に対応できる「一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター」を、モーターボート競走関係団体において設立(6月)。24時間無料電話相談体制の構築(10月目途)。</li> <li>今後、更に関係省庁間で連携し、適切な体制を構築</li> </ul>
アクセス制限	未成年者等の購入禁止等に係る注意喚起・警備の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター、ウェブサイト等に注意喚起標語を掲載(4月～) 競馬: 馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び 競輪: 車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。 オートレース: 車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。 モーターボート競走: 舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。無理のない資金で、余裕を持ってのお楽しみください。</li> <li>統一的な未成年対応要領の作成。警備員等に対する教育・指導の徹底による警備態勢の強化(6月～)</li> </ul>
	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入、拡充・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン等を作成し、競走場・場外券売場において本人申告によるアクセス制限の運用を開始(4月～)</li> <li>家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築</li> </ul>
インターネット投票	インターネット投票サイトにおける注意喚起・相談窓口の案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票サイトのログイン画面等において、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等を実施(4月～)</li> </ul>
	購入限度額の設定を可能とするシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票において購入限度額を設定できるシステムを、次期システム改修に併せて構築</li> </ul>
	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人申告による解約等がなされた場合、一定期間は再契約等の申請を受け付けず、アクセス制限措置を継続する仕組みを構築</li> <li>家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築(再掲)</li> </ul>
広告	施行者による取組として、ポスターやHPにおける普及啓発・注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターやテレビCM、新聞・雑誌広告、HP、インターネット投票サイト等に注意喚起標語を掲載(4月～)</li> <li>ギャンブル等依存症に係るリーフレットやポスターを作成、競走場等に掲示・配布(本年度～)</li> </ul>
その他	場内・場外券売場のATMのキャッシング機能の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>ATMのキャッシング機能の廃止又はATMの撤去(本年度目途)</li> </ul>

# ギャンブル等依存症対策②

＜競輪の注意喚起・啓発用チラシ＞

## ◎ 車券の購入は**20歳**になってから。

未成年者は、自転車競技法第9条により、  
車券を購入し、又は譲り受けることはできません。

## ◎ 競輪は**適度**に楽しみましょう。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。

＜ ○○市公営競技事務所 依存症相談窓口 ＞  
☎ ××-××××-×××× (受付時間:○○:○○～○○:○○)

または、＜ 公益財団法人 JKA お客様相談コーナー ＞

☎ 03-4226-3522 (受付時間:平日10:00～17:00)

✉ webmaster@keirin-autorace.or.jp

○○競輪開催執務委員長

KEIRIN



＜オートレースの注意喚起標語ステッカー＞

**車券投票券の購入は  
20歳になってから!**

未成年は、小型自動車競争法13条により「車券投票券」を  
購入し、または譲り受けることはできません。

開催執務委員長

◎車券の購入は**20歳**になってから。

(譲り受けることもできません)

◎オートレースは**適度**に楽しみましょう。

開催執務委員長

＜公営競技共通の注意喚起・啓発用ポスター＞

